

令和6年度福岡地方最低賃金審議会議事録

第4回福岡県百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会

1 日時： 令和6年10月1日（火） 10：00～12：55

2 会場： 福岡合同庁舎 本館8階 共用第7会議室

3 出席者： 【公益代表委員】 2人（定数3人）
大坪 知弘（部会長）
仁部 和樹

【労働者代表委員】 3人（定数3人）
井福 優
駒澤 力
本田 英治

【使用者代表委員】 2人（定数3人）
川村 耕一
庄崎 秀昭

【福岡労働局】 田村 労働基準部長
渡辺 賃金室長 ほか

4 主要議事

(1) 福岡県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正について

(2) その他

5 審議内容

部 会 長 ただ今から令和6年度福岡地方最低賃金審議会第4回福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会を開催いたします。

 なお、本会議は公開としておりますが、本日は傍聴者はいらっしゃいません。

 次に、本日の委員の出欠及び定足数について、事務局に報告を求めます。

室 長 補 佐 本日は公益代表委員の平井委員、使用者代表委員の伊藤委員が御欠席でございますが、最低賃金審議会令第6条第6項で準用する第5条第2項に基づく開催に必要な定数は満たされており、本日の本会議は成立していることを御報告します。

 なお、これ以降部会の名称については、略称を用います。
 以上です。

部 会 長 はい、ありがとうございます。

 次に、本日の議事録の確認ですが、

 労働者代表委員 本田委員

 使用者代表委員 庄崎委員

 をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

本 田 委 員
庄 崎 委 員

(承 諾)

部 会 長 はい、ありがとうございます。

 それでは、早速ですが、議事(1)の「福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正について」です。

 第3回専門部会では、労働者代表委員は、特定最低賃金に連ねる業種として、他の業種と同様に4桁の1,000円を超えたいとし、金額として1,000円から1円上げた1,001円となっても、影響率への影響は小さいことから1,001円、プラス56円を主張されました。

 これに対して、使用者代表委員は、売上は上がっても利益率は回復していない。しかし特定最低賃金としての優位性を保つことを配慮し、上げ幅は前年度と同額の地域別最低賃金にプラス4円とし996円、プラス51円を主張されました。

 以上で、労使双方、よろしかったですか。

労 使 委 員

(相違なし)

部 会 長 それでは本日は、第4回で最終日となっております。前回は労使それぞれの

御主張をお聞きして、更なる御検討をお願いしたところです。本日はその検討状況を含めて、労使双方から個別にお聞きしながら進めていきたいと思えます。

まずは、この三者揃った場で何か述べたいこと、御意見等がありましたら、お聞きいたします。

労 使 委 員

(意見等なし)

部 会 長

もう既に妥結していますとか、そういう話し合いはお聞きしますが、個別にお聞きした方が良いでしょうね。

それでは、労使委員はそれぞれの控室でお待ちいただくようお願いいたします。

事務局は、それぞれの控室へ御案内をお願いいたします。

(労使代表委員退室)

(公益代表委員と労働者側代表委員による個別折衝)

(公益代表委員と使用者側代表委員による個別折衝)

(労使代表委員入室)

(議事再開)

部 会 長

はい、お待たせしました。労使双方から引上げ額について、それぞれ回答をいただきました。時間額 1,000 円、55 円を引き上げるということで一致したということでよろしいでしょうか。

労 使 委 員

(承 諾)

部 会 長

また、発効日につきましては、第 1 回専門部会で確認しましたとおり、福岡での統一発効日である令和 6 年 12 月 10 日でよろしいでしょうか。

労 使 委 員

(承 諾)

部 会 長

それでは、あらためまして、百貨店、総合スーパー最低賃金を 55 円引き上げることとし、時間額 1,000 円、発効日については 12 月 10 日として、公労使三者での全会一致による決議としてよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

部 会 長

それでは、ただ今の決定事項を、審議会あてに百貨店、総合スーパー専門部会として報告します。では事務局は、報告書(案)を準備してください。

事 務 局

(報告書(案)準備)

部 会 長

事務局は報告書(案)を配付してください。

事 務 局

(報告書(案)配付)

部 会 長

それでは事務局は、報告書(案)を読み上げてください。

室 長 補 佐

(報告書(案)読み上げ)

部 会 長

ただ今の報告書(案)で皆様よろしいでしょうか。

庄 崎 委 員

すみません、昨年度の分を確認していませんが、金額の1,000円と発効日が12月10日のところ以外は昨年度と変わらないということですのでよろしいですね。了解です。

各 委 員

(承 諾)

部 会 長

それでは、この報告書(案)の(案)を取り、報告書として福岡地方最低賃金審議会に報告いたします。

今回は、全会一致の決議でしたので、8月21日開催の第5回本審で決議したとおり、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、「専門部会が全会一致の決議を行った場合には、審議会の決議とする」取扱いになります。これにより、専門部会長が当部会の本日の決定事項について、福岡地方最低賃金審議会の会長名により、福岡労働局長に対して答申を行うこととなります。

したがいまして、部会長の私から、福岡労働局長へ答申します。

事務局は、答申文(案)を準備してください。

事 務 局

(答申文(案)準備)

部 会 長

事務局は答申文(案)を配付してください。

事 務 局

(答申文(案)配付)

部 会 長 事務局は、答申文（案）を読み上げる前に、日本標準産業分類が変更になったことに伴う最低賃金の件名の取扱いについて説明を行ってください。

室 長 補 佐 はい、令和6年4月に日本産業標準分類の改定がされました。これにより、改定前の名称として「百貨店、総合スーパー」であったものが、「百貨店」、「総合スーパーマーケット」に改定されました。

このことに伴い、厚生労働省本省の指示により、「百貨店、総合スーパー」の名称について答申時には、「百貨店、総合スーパーマーケット」とすることとされました。

名称変更はありましたが、特定最低賃金の適用対象業種の範囲及び適用対象労働者に変更はありません。

以上です。

部 会 長 はい、具体的に言うと、答申文（案）の別紙のタイトルのところに「百貨店、総合スーパーマーケット」最低賃金と書いてあります。ここから変わったというところですね。

はい、ありがとうございます。

ただ今の説明に御質問はございませんか。

各 委 員 (質問等なし)

部 会 長 それでは事務局は、答申文（案）を読み上げてください。

室 長 補 佐 (答申文（案）読上げ)

部 会 長 ただ今の答申文（案）の内容で皆様よろしいでしょうか。

各 委 員 (承 諾)

部 会 長 それでは、ただ今私の方から労働局長へ答申いたします。

(労働基準部長へ答申文手交)

事 務 局 (答申文（写）を配付)

部 会 長 それでは、ここで労働基準部長から御挨拶がございます。

労働基準部長 (お礼の挨拶)

部 会 長

はい、全会一致により、答申を行うことができました。委員の皆様には感謝申し上げます。

最後に議事（２）の「その他」についてですが、委員の皆様から何か御意見等はございますか。

では、本田委員どうぞ。

本 田 委 員

その他ということで、別に動議ではございませんが、この度百貨店、総合スーパー最低賃金の改正が全会一致で結審したことを、特に使用者側委員の皆様には感謝申し上げたいと思っております。公益委員の皆様にも御理解いただきまして誠にありがとうございました。事務局の皆様にも本当に最後までお付き合いいただきましてありがとうございました。

少し、時間を押している中ではございますが、特定最低賃金専門部会では様々な事や思いを向けさせていただいた上、いろいろと申し上げた事を受け止めていただき、歩み寄っていただいたことにより、この時間額1,000円という結審に至ったことは、非常に大きな一歩を踏み出していただいたことだと思っております。私たち労働者としてもこの結審された1,000円を生きがいにならなければならないと思っております。

この第4回専門部会での議論を重ねてきて、会社の厳しい側面も理解させていただきまして上、私たちもより一層労使の取組に励んでいかなければならないと感じました。

過去を紐解くと、各種商品小売業ということで、福岡県の中で特定最低賃金対象業種として存在させていただいてきたのですが、組織率も落ちてきたこともありまして、百貨店、総合スーパーという業種で、小売業を代表して今取組みさせていただいておりますが、これからも特定最低賃金がどうあるべきか、先行きが不透明な事情もありますので、過去と同じとおりはいかないと思っております。労使の対話をこの専門部会の場合だけでなく一年を通じて行っていかなければならないと、改めて思いました次第です。ぜひ次回も対話させていただきたいと思っております。

また、労使の対話の中では賃金だけではないという話も重ねて説明いただき、言われることもそのとおりで感じられ、両立支援の問題、働き甲斐、働き易さの問題はトータルで語っていくべきだと思いました。

私たちUAゼンセンとしましても労使フォーラムや百貨店部会やスーパーマーケット部会等労使の対話のチャンネルはたくさん用意させていただいておりますので、いろいろなテーマで組合員の現場の声も上げさせていただき、様々なことも学んで労使でより良い方向に組み立てていきたいと思っております。是非、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は誠にありがとうございました。

部 会 長

はい、ありがとうございました。
それでは使用者側から庄崎委員どうぞ。

庄 崎 委 員

今日結審できたという事で、労働者側代表委員の皆様にはお疲れさまでした。しっかりと議論させていただき、また、公益委員の皆様には調整の労をとっていただいて結審できたということでありがとうございました。

これからも労使でいろいろと話しながら、しっかりとこの業界の今後のために真摯に議論をしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。本当にお疲れさまでした。

一つだけ要望ですが、運営規程ではテレビ会議システムというのが、可能という事になっていますが、実際に委員として、審議会の時期は上期末、下期初めという時期にあたりまして、結構諸々の行事が入ってくるものですから、可能でしたら、来年、まだ決まっているわけではありませんが、課題として、もしテレビ会議が可能でしたら、いわゆるウェブ会議というのですか、二者協議があるので難しいところもあるかもしれませんが、その会議に時間的には参加できるという事もあると思っておりますので、部会長の権限で是非御検討いただければと思っております。これは要望です。

以上です。

部 会 長

はい、ありがとうございました。私も是非そうしていただきたいと思っております。
それでは、事務局から何かございますか。

室 長 補 佐

(今後の意見公示等について説明)

部 会 長

はい、ありがとうございました。
それでは、これもちまして、専門部会を閉会いたします。
長時間、本当にお疲れさまでした。